平成24年7月24日 練馬区健康福祉事業本部福祉部 高齢社会対策課 光が丘総合福祉事務所

(仮称) 在宅療養相談窓口の設置について

1 背景

(仮称) 在宅療養相談窓口は、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において住み慣れた地域において継続して生活できるように介護・医療サービスが切れ目なく提供できる地域社会の実現を目指すため、在宅療養に関する相談窓口の設置が位置づけられている。

- 2 事業名 (仮称) 在宅療養相談窓口
- 3 実施場所 区内 4 箇所

練馬総合福祉事務所内練馬高齢者相談センター練馬区役所支所光が丘総合福祉事務所内光が丘高齢者相談センター光が丘支所石神井総合福祉事務所内大泉高齢者相談センター大泉支所

- 4 開設予定 平成24年9月1日
- 5 実施体制 介護、医療いずれの分野についても十分な経験、知識を有する職員(看護 師)を各1名配置

6 業務内容

- (1) 医療機関等の在宅療養等に関する情報を収集する
- (2) 要援護高齢者等またはその家族等に、病院から在宅療養への移行・継続に 必要な情報を提供する
- (3) 要援護者が在宅生活を継続するために、必要な地域の関係機関との調整を行う
- (4) 地域の福祉資源と医療資源等の連携の構築を進める
- (5) その他、在宅療養の推進につながる活動を行う

7 主な相談内容

- (1) 在宅療養の継続に関すること
- (2) 病院から在宅への移行に関すること
- (3) 入院(転院)・施設入所に関すること
- (4) 医療・介護の制度・サービスに関すること

8 主な対象者

高齢者、家族、医療機関(医師、ソーシャルワーカー等)、ケアマネジャー 等

9 在宅療養相談窓口の整備の考え方

在宅療養相談窓口は、高齢者相談センターの総合相談の中で、特に医療依存度の高い高齢者の退院支援および在宅療養にかかる相談の体制を充実するため、高齢者相談センターに併設する4ヶ所の支所に特化し、必要な体制を整備する。また、在宅療養相談窓口では、在宅療養等に関する相談に応じるほか、区内外の関係機関の情報収集および連携を図ることにより、併設以外のその他の高齢者相談センター支所(現在18ヶ所)の相談機能を強化する後方支援を行う。